

## 利害関係人の意見聴取について

- ◇ 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 3 項の規定により利害関係人の意見を聴くものです。
- ◇ ご意見のある方は、期限内に書面により以下の方法にて当公社に提出してください。
  - 提出方法
    - ① 電子メールの場合 一般財団法人 大阪府みどり公社 nousei@osaka-midori.jp
    - ② 郵送の場合 〒541-0054 大阪市中央区南本町 2 丁目 1 番 8 号  
一般財団法人 大阪府みどり公社 農政チーム あて
    - ③ FAX の場合 06-6266-8665  
一般財団法人 大阪府みどり公社 農政チーム あて
  - 提出上の注意
    - ・提出の意見は、日本語に限ります。
    - ・様式の指定は特にありませんが、提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）並びに提出日を必ず記入してください。
    - ・記入された個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
    - ・電話での意見等は受付しません。
- ◇ なお、利害関係人とは、農用地利用集積等促進計画により賃借権の設定等を行う農用地等のある地区（大字、集落）において、借受け等を希望する者及び当該地区の実情を熟知する者（集落の代表者等）に限ります。

現在、意見を聴取しているものではありません。